

鉱山保安法施行規則等の一部改正について
(衛生に関する通気の確保のため必要な措置等)

令和 5 年 3 月 1 日
経 済 産 業 省
鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の背景

今般、「①作業場等における有害物の有害性等に関する揭示義務の対象物質（粉じん等）の拡大」、「②請負人に対する特定の場所・作業実施時の保護具使用の必要性に関する周知義務の新設」等を目的に、厚生労働省において労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）等、11 の省令が改正された。

鉱山労働者の衛生（健康障害防止）については、労働安全衛生法令の適用を受けるが、鉱山保安法第 3 条第 2 項に「鉱山における人に対する危害の防止には、衛生に関する通気を含む。」と規定されており「衛生に関する通気」については鉱山保安法令が適用される。

このため、鉱山保安法第 5 条第 2 項に規定する「鉱業権者は、衛生に関する通気の確保のため必要な措置を講じなければならない。」を引用する鉱山保安法施行規則第 10 条（粉じんの処理）及び第 29 条（放射線障害の防止）について、粉じん障害防止規則及び電離放射線障害防止規則の改正と同様の改正を行う。それにより、鉱山における労働環境を、その他の業種におけるものと同様にし、もって鉱山における人に対する危害の防止を図るもの。

2. 改正の概要

鉱山保安法第 5 条第 2 項の規定に基づき鉱業権者が講ずるべき措置として、以下の事項等を鉱山保安法施行規則等に追加することを検討。

- ・ 鉱業権者は、粉じんが発生する作業場に「粉じんが発生・飛散する作業場である旨」、「おそれのある疾病の種類及び症状」等の揭示
- ・ 鉱業権者は、例えば粉じんの発生する場所で機械メーカーの従業員が機械の修理を行う場合、機械メーカーの従業員に呼吸用保護具の着用を周知

3. 今後のスケジュール（案）

2 月 27 日～3 月 29 日 パブリックコメント（意見募集）
5 月 8 日 公布（予定）
10 月 1 日 施行（予定）